

Q	A
対象者について	
1 市内の事業者とは。	<p>市内に事業所等を有する法人か、市内に住所のある個人となります。</p> <p>法人については、坂戸市に法人市民税を申告、納付している法人。NPO法人など、法人市民税が減免されている法人も対象となります。</p> <p>個人については、事業所得（確定申告書Bの収入金額等欄の事業【営業等⑦もしくは農業④】に金額が記載されているもの）を市民税申告し、市民税を納付している方。</p> <p>なお、事業に係る所得を確定申告書Bの収入金額等欄の雑所得中のその他②で申告している方については、内容等を確認させていただいたうえで、判断します。</p>
2 主たる収入とは。	<p>確定申告書の収入金額等の欄において、営業等⑦もしくは農業④がそれ以外の収入金額より多いことをいいます。</p>
3 小規模事業者とは。	<p>中小企業基本法第2条第1項で、常時使用する従業員の数が、業種ごとに下のとおり定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種（日本標準産業分類参照）及び常時使用する従業員の数 ① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く） 20人以下 ② 卸売業 5人以下 ③ サービス業 5人以下 ④ 小売業 5人以下
4 常時使用する従業員とは、パートやアルバイトを含むのか。	<p>中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。</p> <p>日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は常時使用する従業員には該当しません。</p> <p>また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しません。</p>
5 前年の同月には事業を開始していない場合は。	<p>前年の同月に事業を開始していない場合は、事業開始後の任意に選んだ一月（A）と令和2年2月から申請の前の月の間の一月（B）の売り上げを比較します。なお、（A）は、（B）より前の月で、月の初日から末日まで事業を行っていることが条件となります。</p> <p>この取扱いよっての比較をされる場合は、欄外に事業開始日を記入願います。</p>
6 事業内容によって給付の対象とならないこともあるのか。	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に該当するものは対象となりませんが、2条第1項及び第11条に規定する営業に該当するものは対象となります。</p> <p>また、暴力団員、暴力団、および暴力団関係者は今回の給付の対象になりません。</p>
7 市税の滞納がある場合は対象とならないのか。	<p>過年度の市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に滞納がある場合は、不支給となります。なお、受付期間内であれば、市税完納後に再度、申請することが可能です。</p>
8 最近転入した人も対象となるのか。	<p>4月7日以前に坂戸市内に転入して、申請日時時点で坂戸市に住民票がある方が対象となります。</p>
給付額	
9 複数の事業所があるが、それぞれ10万円の支給されるのか。	<p>法人で市内に複数の事業所等がある場合には、1法人あたり20万円が上限となります。個人事業主の方については、市内外の事業所一か所につき10万円、一人あたり20万円が上限となります。</p> <p>のれん分けなど、同じ商号を使用しているも、法人は別法人の場合、またはそれぞれ別の個人事業主が経営している場合は、それぞれ別に申請をしてください。</p> <p>同一住所に複数の法人が所在している場合や、店舗、事務所等の実態が外観から判断できない場合は、外観写真（看板等が写るように）、内観写真（事業内容、事業場所がわかるように）の追加提出を求めることがあります。</p>
10 事業所として認められるためには、どのような要件があるのか。	<p>家庭教師が生徒の家で勉強を教える場合など、一時的にその場所を使用する場合は事業所と判断しません。基本的には申請者が所有、賃借している場所となりますが、他事業者の事業所の一部に区画を築いて、排他的かつ継続的に利用していると認められるときは、事業所と判断します。その際には、写真や契約書等の追加提出を求めることがあります。</p>
提出書類	
11 複数の事業所があるが、追加で必要な書類は。	<p>【法人】法人市民税均等割の確認を行うため事業所毎の法人市民税申告書の写しを提出してください。</p> <p>【個人事業主】事業所毎の外観写真など、実際に事業所があるということが分かる書類を提出してください。</p>
12 （最近事業を開始したので）確定申告書の写し又は市民税に係る申告書の写しがない場合は。	<p>【法人】法人登記簿の写しと市内事業所の外観写真を提出してください。</p> <p>【個人事業主】開業時官公庁へ提出した許認可関係書類の写し（営業許可書など）と事業所の外観写真を提出してください。</p> <p>外観写真で判断ができない場合は、チラシ、事業計画書等、事業所の写真（内観・外観事業の内容や、看板等が入るように）、の提出を求める場合もあります。</p>
13 売上高が減少していることがわかる書類とは。	<p>売上高を確認できる書類であれば、形式は特に問いません。</p> <p>毎月の帳簿や通帳の写しなど、一か月の売上が分かるもののコピーの提出をお願いします。</p> <p>持続化給付金やセーフティネット保証等を申請された方は、それらの給付通知等の写しでも可。</p> <p>なお、提出された書類は本給付金の支給にのみ使用し、他の目的では使用しません。</p>
14 申請書の提出方法は。	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での提出又は電子申請とさせていただきます。申請書の記入方法や添付書類についてご不明な点がございましたら、担当までお電話ください。</p>
15 プリンターを持っていないため、申請書を印刷できません。	<p>市役所、出張所、公民館、地域交流センターで申請書を配布しております。</p> <p>PC等をお持ちであれば、電子申請が可能です。</p> <p>また、ご連絡いただければ、申請書を郵送します。</p>
給付関係	
16 給付金の支給方法は。	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、口座への振込みのみさせていただきます。</p>
17 給付金の支給まで何日かかりますか。	<p>申請書受付後、支給要件を確認させていただき、該当すると確認し次第、支給決定通知書と請求書を郵送します。届いた請求書に記入、押印のうえ、返送をお願いします。請求書を返送していただいてから10日程度（土日祝含まず）での振り込みとなります。</p>